

2023年11月14日 全10頁

地域銀行が取り組むLGBTQ+の金融包摂

同性カップルに対応した住宅ローン提供拡大の背景と今後の課題

金融調査部 研究員 中 濤

[要約]

- 同性婚が認められていない日本では、異性婚に基づく家族関係を前提とした金融商品・サービスはLGBTQ+の金融排除につながる。本稿では、地方銀行と第二地方銀行（本稿ではこれらを「地域銀行」と総称）に焦点を当て、金融包摂に向けた取組みの現状を明らかにするとともに、その背景と取組みの推進に向けた今後の課題を議論する。
- 地域銀行の間で、同性カップルに対応した住宅ローンの提供が拡大している。地方自治体による「パートナーシップ制度」の導入が、こうした対応を後押ししていると考えられる。その他には、地域銀行の経営課題としてサステナビリティの重要性が高まったことも背景として示唆される。
- 地域銀行全体としては取組みが進展しているが、都道府県間の地域格差がある。もっとも、その地域格差は「進んでいる都市、遅れている地方」という二分法では捉えられない。本店所在地の都道府県別に見ると、東京都や大阪府よりも、島根県や徳島県、佐賀県のような人口規模が特に小さい県の方が、対応している地域銀行の割合は高い。
- 金融アクセスのさらなる改善に向け、対応する地域銀行の増加による地域格差の是正が求められる。今後の課題として、利用条件の見直しやLGBTQ+が安心できる店舗環境づくりへの取組みも必要であると考えられる。

1. 日本においてLGBTQ+が直面する金融排除

(1) 「家族」を前提とすることから生じる金融アクセスの不平等

銀行口座の保有など基礎的な金融アクセスが課題となる開発途上国とは異なり、先進国の金融排除（financial exclusion）は複雑な形をとって生じる。その一側面には金融商品・サービスの利用条件による排除がある他、自己排除（自らアクセスを諦めること）も、金融排除に含まれる。また、先進国の金融排除を考える上では社会的排除との連続性を捉える視点が欠かせない。金融排除は社会的排除の一種であり、他の社会的排除の結果でもあるからだ¹。

¹ 中濤, 2023a, 「金融デジタル化は金融包摂につながるか」(2023年5月8日、大和総研レポート)を参照。

日本において、このような金融排除に直面する社会層の 1 つが、性的マイノリティ (sexual and gender minorities、本稿では「LGBTQ+」と表記) である。例えば銀行が提供する金融商品・サービスの中には、異性カップルでの利用が想定された住宅ローン (ペアローン等) のように、異性婚に基づいた家族関係を前提とするものがある。婚姻制度から排除されている日本の同性カップルは利用することができず、金融アクセスの不平等が生じている。

住宅ローンについては、一部の金融機関では自主的な対応が見られている²。2023 年 1 月からは、住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローン【フラット 35】においても、同性パートナーを連帯債務者や収入合算者、融資物件共有者として追加できる対応が始まっている³。

(2) 他の先進国とは異なる状況を踏まえて

日本の金融機関に対応が求められる背景には、日本と諸外国では同性カップルの関係性をめぐる状況が大きく異なることがある。日本以外の多くの先進国では同性婚の法制化が進み、婚姻の平等が達成されたことで金融機関が個別に対応する必要がなくなった。また、例えば米国では、2021 年に消費者金融保護局 (Consumer Financial Protection Bureau : CFPB) が、信用機会均等法 (Equal Credit Opportunity Act : ECOA) は性的指向と性自認に基づく差別を禁止しているとの解釈規則を公表したことで、金融アクセスの平等を保障する法的基盤ができた⁴。

法の上での平等が達成された国々でも LGBTQ+ の金融排除は残っていると考えられるが⁵、「排除」の形が異なることで、金融機関の対応も日本とは異なっている。米国ではなお残る偏見や差別への対応が進んでいる。一例として、米国の Wells Fargo Advisors では、同性カップルのライフプランを検討できるファイナンシャル・アドバイザーの育成に取り組むなど⁶、既存の金融サービスの包摂性をさらに高めるための取組みが推進されている。

日本における LGBTQ+ の金融排除・包摂を考える上では、諸外国とは LGBTQ+ を取り巻く法制度の状況、そしてその下での企業の対応が異なる点を踏まえる必要がある。同性婚が認められていない日本では、諸外国に比べて LGBTQ+ の金融包摂における金融機関の役割が相対的に大きく、自主的な取組みが求められる状況が生み出されている。

² 中澤, 2023b, 「日本の金融業界における LGBTQ+ 包摂」 (2023 年 2 月 10 日、大和総研レポート) を参照。

³ 住宅金融支援機構ウェブサイト (https://www.jhf.go.jp/topics/topics_20221220.html) を参照。

⁴ Consumer Financial Protection Bureau, “CFPB Clarifies That Discrimination by Lenders on the Basis of Sexual Orientation and Gender Identity Is Illegal” (<https://www.consumerfinance.gov/about-us/newsroom/cfpb-clarifies-discrimination-by-lenders-on-basis-of-sexual-orientation-and-gender-identity-is-illegal/>) を参照 (2021 年 3 月 9 日公表、最終アクセス : 2023 年 10 月 26 日)。

⁵ 米国では、同性カップルはその他の条件が類似した異性カップルと比較し、住宅ローンの提供を断られる確率が 73.12% 高く、最大 0.2% 高い手数料または金利を課されることを示す研究結果もある。Hua Sun and Lei Gao, 2019, “Lending practices to same-sex borrowers” *PNAS*, 116(19) : 9293–9302. (<https://doi.org/10.1073/pnas.1903592116>) を参照 (2019 年 4 月 16 日公表、最終アクセス : 2023 年 10 月 26 日)。

⁶ Wells Fargo Advisors ウェブサイト (<https://www.wellsfargoadvisors.com/about/lgbtq-financial-advisor-support.htm>) を参照。

(3) LGBTQ+の金融包摂における地域銀行の役割

金融機関の中でも、大都市や海外ではなく日本国内の地域を営業基盤とする地域金融機関が果たす役割は、金融「アクセスの」平等を保障するという観点で、より大きいと考えられる。金融機関の取組みに地理的な差がある状況では、金融アクセスの地域格差が生じ得る。より多くの金融機関が取り組むことで金融アクセスの地域間の平等が達成されることが重要である⁷。

また、地域に生きる同性カップルの共同生活を支援する意義も大きい。LGBTQ+に対する差別や偏見は異なる形をとりながらあらゆる所に存在している。「寛容な都市、不寛容な地方」という単純な二分法で捉えることは適切ではないかもしれない。しかし、都市部ではない地域ではLGBTQ+に対する差別や偏見がより根強く、同性カップルの暮らしにはより多くの困難が想像できる。地域金融機関によるLGBTQ+の金融包摂は、地域金融を通じて持続可能な地域社会の実現に貢献する取組みでもありと考えられる。

以下では、地方銀行62行と第二地方銀行37行、計99行（本稿ではこれらを「地域銀行」と総称）について⁸、LGBTQ+に関する取組みの展開を明らかにした上で、その背景と今後の課題を議論する。なお、地域金融の担い手には、信用金庫や信用組合、農業協同組合、労働金庫なども存在する。本稿では預金や貸出金の規模の大きさ、店舗網の広範さなどから、金融包摂の実現において果たす役割がより大きいと考えられる地域銀行に焦点を当てる。

2. 地域銀行によるLGBTQ+の金融包摂の展開

(1) 拡大する同性カップルに対応した住宅ローンの提供

各行のプレスリリースやウェブサイトなどの公開情報を基に、同性カップルに対応した住宅ローンを提供しているか否かを集計した結果⁹、地方銀行では64.5%（40行）が提供していることが明らかとなった。第二地方銀行でも同様の対応が行われているが、その割合は43.2%（16行）まで低下する（図表1）。

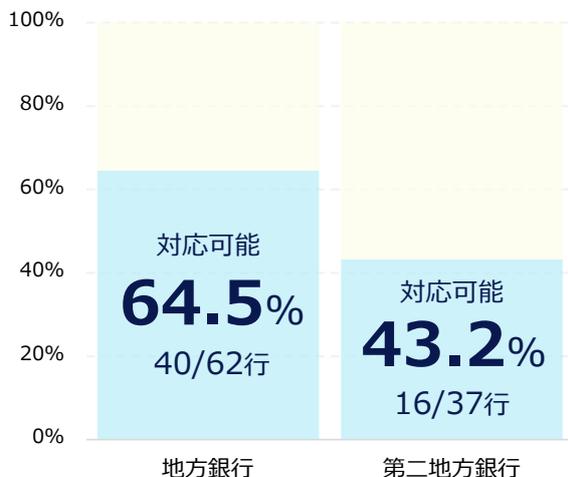
このような取組みはいつ頃から進んできたのか。地域銀行の中で最も早くから対応を開始したのは沖縄県に本店を置く地方銀行、琉球銀行（2017年）であった。各行が公表する対応開始時期で集計すると、2020年に9行であったのが2021年には45行と5倍になっており、2021年に対応する銀行の数が急拡大したことが分かる（図表2）。

⁷ ここでの「アクセスの平等を保障する」とは、利用条件による排除が生じないようにすることを意味する。住宅ローンについては、申込み後の審査結果によって利用できない可能性は残る。

⁸ 本稿では地方銀行については全国地方銀行協会加盟行（https://www.chiginkyo.or.jp/regional_banks/list/）を、第二地方銀行については第二地方銀行協会加盟行（https://www.dainichiginkyo.or.jp/membership/member_list.html）を調査対象とする（最終アクセス：2023年10月20日）。

⁹ 第二地方銀行である東京スター銀行は、2016年より預金商品での金利優遇サービスの対象に同性パートナーを含める対応を行っているが、住宅ローンでの対応は確認できなかった。

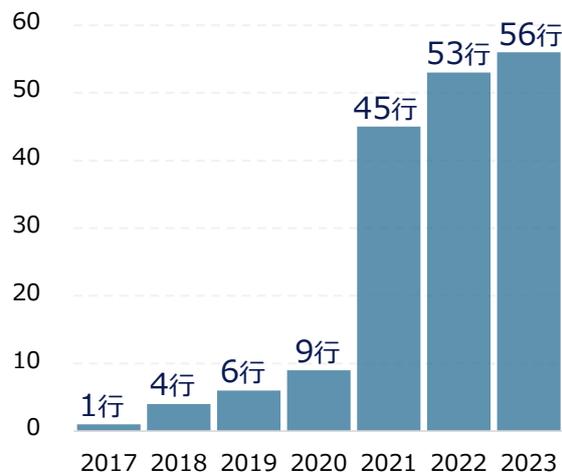
図表 1 同性カップルに対応した住宅ローンを提供する地域銀行の割合



注：2023年10月末時点

出所：各行のプレスリリース等を基に大和総研集計

図表 2 同性カップルに対応した住宅ローンを提供する地域銀行の数の推移



注：2023年は10月末時点

出所：各行のプレスリリース等を基に大和総研集計

(2) 都道府県間に存在する金融アクセスの地域格差

中には広域に事業を展開している地域銀行もあるが、地理的な営業基盤としては都道府県が中心的な単位であると考えられる。よって利用者の視点からも、居住地の都道府県に対応している地域銀行があることが重要である。対応の有無を本店所在地の都道府県別に集計し、住宅ローンでの対応率（各都道府県に本店を置く地域銀行のうち、同性カップルに対応した住宅ローンを提供する地域銀行の割合）を算出した（図表 3）。その結果、対応率は都道府県間で大きく異なり、金融アクセスの地域格差が大きいことが明らかとなった。

47 都道府県のうち 19 道府県では、域内に本店を置く全ての地域銀行が対応していることで、対応率が 100%となっている。これらの地域では、同性カップルが住宅ローンを利用しようとしたときに、他の地域に比べて地域金融へのアクセスが保障されていると考えられる。また、全てではないが一部の地域銀行が対応している（対応率は 33~80%までと幅広いが）のは 18 都府県である。これらの地域では、金融アクセスが保障されているとはいえないまでも、部分的に進展が見られる状況である。一方、10 県では対応率が 0%であり、これらの地域に住む LGBTQ+ の人々、特に同性カップルにとっての金融アクセスには課題がある。

この結果は、LGBTQ+ にとっての金融アクセスの地域格差は必ずしも「進んでいる都市、遅れている地方」という二分法では捉えられないことを示している。例えば、東京都（33.3%、地域銀行 3 行中 1 行が対応）や大阪府（50.0%、同 2 行中 1 行）のように大都市を有する地域においても、地域銀行の対応は割れている。一方で、対応率が 100%に達する地域には、島根県や徳島県、佐賀県（いずれも同 2 行中 2 行）のような人口規模が特に小さい県も含まれる。

図表3 都道府県単位で見た地域銀行の対応とLGBTQ+にとっての金融アクセスの状況

対応状況 (都道府県単位の対応率)	該当する都道府県	LGBTQ+にとっての 金融アクセス
域内に本店を置く 全ての地域銀行が対応している (100%)	北海道、茨城、栃木、埼玉、石川、 山梨、長野、岐阜、三重、滋賀、 京都、奈良、島根、広島、徳島、 佐賀、長崎、熊本、鹿児島	特に同性カップルに対して 相対的に保障されている
一部の地域銀行が対応している (33~80%)	80% 福岡	部分的に進展が見られる
	67% 千葉、富山、沖縄	
	50% 青森、宮城、秋田、群馬、 神奈川、福井、大阪、兵庫、岡山、 山口、香川	
	33% 岩手、東京、愛知	
域内に本店を置く地域銀行のうち 対応する地域銀行はない (0%)	山形、福島、新潟、静岡、和歌山、 鳥取、愛媛、高知、大分、宮崎	課題がある

注：2023年10月末時点

出所：各行のプレスリリース等を基に大和総研作成

3. 地域銀行によるLGBTQ+の金融包摂の背景

(1) 地方自治体による「パートナーシップ制度」の広がり

地域銀行による取組みが進んだ背景の1つとして考えられるのが、地方自治体による「パートナーシップ制度」の導入である¹⁰。同性婚が認められていない中、日本の同性カップルが直面する課題の1つは、いかにして関係性を証明するかである。2015年の東京都渋谷区以降、全国の自治体での相次ぐ導入により、金融機関が対応を進めるための外部条件が整いつつある。

認定NPO法人虹色ダイバーシティが運営するLGBTQ+などの性的マイノリティに関するデータとアクションを紹介するウェブサイト「NIJI BRIDGE」に掲載された「渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ共同調査」の結果によると¹¹、パートナーシップ制度の導入自治体の数は2023年6月時点で328、人口カバー率は70.9%に達する。導入自治体数は2018年7月時点で7であったため、5年間で爆発的に増えたことが分かる。その後も導入自治体数は増え続けているため、本稿執筆時点の人口カバー率はさらに高い。

住宅ローンの利用には、多くの場合、同性カップルとしての関係性の証明が必要とされる。求められる証明書類には、パートナーシップ制度の届出が受理された際に自治体から交付される証明書や、任意後見契約に係る公正証書や登記事項証明書、合意契約に係る公正証書などがある。このような利用条件で分類した結果、同性カップル向けの住宅ローンを提供している地域

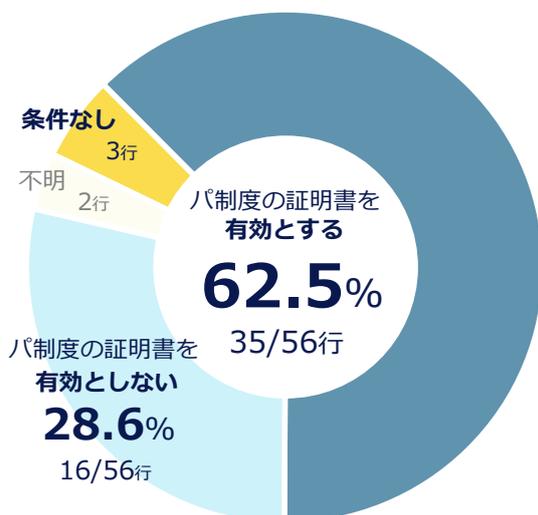
¹⁰ 名称は自治体によって異なる。

¹¹ 認定NPO法人虹色ダイバーシティ「NIJI BRIDGE」ウェブサイト (<https://nijibrIDGE.jp/>) より、「渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査」を参照。

銀行 56 行のうち、2023 年 10 月末時点（以下同じ）で関係性の証明書類としてパートナーシップ制度の証明書を有効とするのは 62.5%（35 行）である（図表 4）。パートナーシップ制度の証明書を有効とせず、他の書類を必要とするのは 28.6%（16 行）であった。証明書の提出を必須としない地域銀行も 3 行（琉球銀行、沖縄銀行、佐賀銀行）見られた¹²。6 割を超える地域銀行でパートナーシップ制度の証明書が有効とされている状況は、パートナーシップ制度が金融機関の対応を促した可能性を示唆していると考えられる。

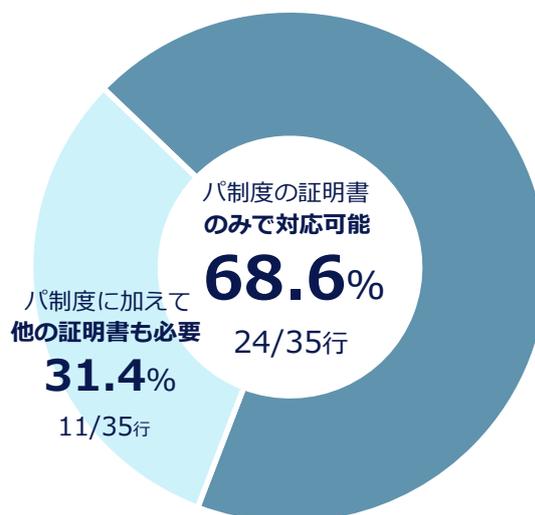
なお、パートナーシップ制度の証明書を有効とする 35 行のうち、制度の証明書「のみで」対応可能とするのは 35 行を全体とした場合の 68.6%（24 行）¹³。パートナーシップ制度の証明書「に加えて」他の証明書も必要とされるのは 31.4%（11 行）である（図表 5）。

図表 4 住宅ローンの利用条件による地域銀行の分類結果



注 1：2023 年 10 月末時点
 注 2：「パ制度」＝パートナーシップ制度
 出所：各行のプレスリリース等を基に大和総研集計

図表 5 パートナーシップ制度の証明書を有効とする地域銀行の分類結果



注 1：2023 年 10 月末時点
 注 2：「パ制度」＝パートナーシップ制度
 出所：各行のプレスリリース等を基に大和総研集計

(2) 経営課題におけるサステナビリティの重要性の高まり

金融機関の対応を促進した内部条件としては何が考えられるか。その 1 つは、地域銀行の経営課題としてサステナビリティの重要性に対する認識の高まりであろう。日本の企業や団体の多くが組織的に国連の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）への対応に乗り出しているが、地域銀行にとって「サステナビリティ」は、経営の持続可能性と地域の持続可能性の 2 つの意味を持つと考えられる。地域銀行による LGBTQ+ の金融包摂は、金融機関が

¹² 琉球銀行と沖縄銀行は、本人確認書類と住民票（同居の確認のため）で対応可能であることを明らかにしている。佐賀銀行は、必要書類について「原則なし」としている。

¹³ このうち、プレスリリース等に制度のみしか利用条件として記載されていない（他の選択肢がない）銀行が 2 行あった。それら以外の 22 行では、制度の他、公正証書などの選択肢も用意されているようであった。

より多くの人々に必要とされる存在となることで、経営の持続可能性を高める取組みと考えられる。同時に、地域がより多くの人々にとって住みやすい場所となることを通じて地域の持続可能性が高まることに資する取組みとしても位置付けられる。

同性カップルに対応した住宅ローンの提供開始に際し、ニュースリリースやウェブサイトなどで、SDGs との関連を示す事例も見られる。関連付けられた目標としては、「ジェンダー平等を実現しよう」（目標 5、国際連合広報センター訳（以下該当同じ））が最も多く、ジェンダー平等に向けた取組みという位置付けが主流となっていることが分かる。次に「人や国の不平等をなくそう」（目標 10）も多い。その他、「働きがいも経済成長も」（目標 8）や、「すべての人に健康と福祉を」（目標 3）、「住み続けられるまちづくりを」（目標 11）も見られた。

筑波銀行は、2021 年 8 月から開始した対応を、SDGs 推進プロジェクト『あゆみ』におけるジェンダーへの取組みとして位置付ける¹⁴。同行は、東日本大震災をきっかけに地域復興プロジェクトとして『あゆみ』を発足させた。その後、『あゆみ』は地域振興支援プロジェクトとなり、現在の SDGs 推進プロジェクトとなるに至るまで、その役割を変えながら継続・発展してきた経緯がある¹⁵。このような経緯を踏まえると、同行の LGBTQ+ に関する取組みは、地域振興の流れの中から生まれたものと考えられる。

秋田銀行は、2022 年 4 月より連帯債務者の対象に、秋田県内の自治体が発行する公的証明を保有するパートナーを加える対応を開始した。ニュースリリースには SDGs の「目標 5」と「目標 11」のアイコンが示され、「人権や多様性を尊重するとともに、誰もが自分らしく安心して生活できる地域社会づくりに貢献してまいります」との記述がある。それに続いて「秋田銀行グループ サステナビリティ経営方針」において「住みよい地域社会の創造」を重要課題として掲げていること、事業活動を通じて持続可能な地域社会の実現に取り組んでいくことを表明している¹⁶。

(3) ダイバーシティ推進の効果

もう 1 つの内部条件として考えられるのは、組織のダイバーシティ推進の効果である。関連する取組みの中でも、いわゆる「女性活躍」に取り組む金融機関は多く、既に一定の成果が出てきつつあるといえる。例えば、銀行業では「女性活躍」の指標の 1 つである女性管理職比率の高まりが顕著だ。東洋経済新報社の「東洋経済 CSR データ」（2022 年版）によると、全業種の平均値が 8.7%であるのに対し、銀行業の平均値は 17.0%に達している。組織の意思決定に関与する層に女性であることのような「マイノリティ性のある」（数の上で少数派であるだけでなく、

¹⁴ 筑波銀行ニュースリリース（2021 年 7 月 30 日付）「住宅ローンにおけるジェンダーへの取組み並びに環境への配慮に対する取組みについて」（<https://www.tsukubabank.co.jp/cms/article/bb23411741f9f6a2c81d779425168b896212f85f/>）を参照（最終アクセス：2023 年 10 月 26 日）。

¹⁵ 筑波銀行ウェブサイト「SDGs 推進プロジェクト『あゆみ』 ～地域のために 未来のために～」(<https://www.tsukubabank.co.jp/ayumi-project/>) を参照（最終アクセス：2023 年 10 月 26 日）。

¹⁶ 秋田銀行ニュースリリース（2022 年 3 月 30 日付）「LGBT に対応した住宅ローンの取扱開始について」（<https://www.akita-bank.co.jp/showimage/pdf?fileNo=4714>）を参照（最終アクセス：2023 年 10 月 26 日）。

権力を持たないか、より小さい権力しか持たない) 属性を持つ人々の視点が加わることは、シスジェンダー (cisgender) ¹⁷、異性愛、男性であることといった「マジョリティ性のある」(より大きな権力を持つ) 属性を持つ人々を中心に運営されてきた組織に変革をもたらし得る。これにより、LGBTQ+を含む他のマイノリティに関する取組みについても、さらなる推進が図られることが予想される。

実際に「女性活躍」の推進から LGBTQ+に関する取組みが生まれた事例がある。長野銀行は、住宅ローンの商品改定を行い、2021年5月より連帯債務者や連帯保証人に同性パートナーを含める対応を開始している。同行のプレスリリースには、この取組みは「長野銀行『女性活躍推進チーム』と共同で検討を行い、商品改定に至ったものです」とある¹⁸。

同行は、2015年に「女性活躍推進チーム」を設置した¹⁹。厚生労働省の「働き方改革 特設サイト」によると、チームは役員・各部長・社外取締役による「女性活躍推進委員会」と、本店・支店の女性行員有志による「女性活躍ワーキンググループ」で組織される。住宅ローンでの対応は、女性行員有志による「ステラミーティング」で発案されたという²⁰。同行の取組みは、ダイバーシティ推進が組織にもたらす効果として、ダイバーシティに関する別の取組みが推進された事例と捉えることができるだろう。

4. 地域銀行による LGBTQ+の金融包摂の課題

(1) 金融アクセスのさらなる改善に向けて

① 対応する地域銀行の増加

金融機関の自主的な取組みによって金融アクセスは改善しつつあるといえるが、同性婚が認められていない日本において、家族関係を前提とする金融サービスからの LGBTQ+の排除は根深い問題である。現状、同性カップル向けの住宅ローンに対応する地域銀行の割合には都道府県間の地域格差があることから、対応する地域銀行の増加が期待される。

② 利用条件の見直し

既に対応している地域銀行においても、同性カップルに対して関係性の証明を求めるのか、求めるとすればどのように求めるのかは今後も見直しが必要な課題である。中には、証明書の提出を必須とはしない事例もある(琉球銀行、沖縄銀行、佐賀銀行)。証明を求める場合でも、利用者にとっての利便性を考慮した対応が求められる。例えば、金融機関が作成する「誓約書」や「確認書」で対応可能とする事例もある(富山銀行、北國銀行)。

¹⁷ 出生時に割り当てられた性別と、性自認のあり方が一致していることを指す。

¹⁸ 長野銀行プレスリリース(2021年4月27日付)「LGBTに対応した住宅ローンの取組開始について」(<https://www.naganobank.co.jp/uploaded/attachment/6744.pdf>)を参照(最終アクセス:2023年10月26日)。

¹⁹ 長野銀行ウェブサイト「女性活躍推進」(<https://www.naganobank.co.jp/site/aboutus/diversity.html>)を参照(最終アクセス:2023年10月26日)。

²⁰ 厚生労働省ウェブサイト「働き方改革 特設サイト CASE STUDY 中小企業の取り組み事例」(<https://hatara.kikatakaikaku.mhlw.go.jp/casestudy/file141/>)を参照(最終アクセス:2023年10月26日)。

これまでの事例を見るに、地域銀行が取組みを進める上でパートナーシップ制度の導入が推進の拠り所の1つとなってきたことは確かであろう。しかし、パートナーシップ制度にも課題はある。大きな課題の1つが、自治体によって関係性を証明する効力が大きく違うことだ。現状、同制度は市区町村単位での導入が中心となっており、都道府県単位での導入は限定的だ。市区町村によって制度の有無や実態が異なっており、金融機関としてもパートナーシップ制度のみに依拠した対応が困難な面もあると考えられる。例えば、東京都渋谷区の場合は公正証書の作成が前提となっている。一方、他の自治体では本人確認書類や住民票、独身証明書などしか必要とされないパートナーシップ制度も多く、同じ「パートナーシップ制度」でも導入する自治体によって関係性を証明する効力の違いが大きい。

今後も同制度を導入する自治体は広がることが予想されるが、実態の異なる制度が乱立すると、複数地域で活動する事業者が一律の対応を行うことが難しくなる。地域銀行には、パートナーシップ制度の乱立に影響されない、柔軟な取組みの推進が求められる。

③ 地域銀行をLGBTQ+にとってのセーフスペースに

これらに加え、筆者が重要であると考えるのは、地域銀行をその地域に暮らすLGBTQ+の人々にとってのセーフスペースにすることである。住宅ローンで対応している地域銀行の中には、カップルの2人での来店を必須とするところが見られた。しかし、必須とする限りは、同性カップルが安心して来店し、2人の関係性や将来のプランなどについて相談しやすい店内環境を整備する必要がある。例えば、対応する行員が性の多様性についての基礎的な知識、特に同性カップルが共同生活の中で直面する問題について知っておくことや、同性カップルが周囲の視線を気にせず相談できる個室の確保などが挙げられるだろう。

(2) 取組みを推進する上で大切なこと

① アウティングを防ぐ

異性愛ではない性的指向や、出生時に割り当てられた性とは異なる性自認を持つことは、決して恥ずべきことではない。しかし、未だ差別や偏見の根強い日本では、それらを本人の意思に反して他人に暴露する「アウティング」は重大な問題となり得る。地方自治研究機構（RILG）によると、2023年10月19日時点で、全国の26自治体においてアウティングの禁止を規定する条例がある²¹。共同通信社の取材で、その数は2020年の5自治体から3年で5倍に増えたことが分かったという²²。アウティング禁止条例は金融機関の対応を規制するものではないが、同性カップルへの住宅ローン提供に際し、金融機関は利用者の性的指向に関する情報を入手することになる。このような個人情報の適切な取扱いを徹底することも重要だろう。もっとも、これは金融機関のみならず、LGBTQ+に関する施策に取り組むすべての企業に求められることである。

²¹ 地方自治研究機構「性の多様性に関する条例」(http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/002_lgbt.htm)を参照（最終アクセス：2023年10月26日）。

²² 共同通信社「『アウティング』禁止条例が増加 26自治体、3年で5倍に」(<https://nordot.app/1088794571796529750>)を参照（最終アクセス：2023年10月26日）。

② ピンク・ウォッシングを避ける

ビジネスを通じた LGBTQ+に関する取組みに対しては、LGBTQ+コミュニティからもその意図や内実をめぐって批判や疑問の声が根強くあることも忘れてはいけない。筆者が調査を進める中でも、性の多様性に関する基本的な知識の普及が依然として課題であると感じられることがあった。ビジネスが「LGBTQ+対応」を謳いながらその実態に疑問符が付く「ピンク・ウォッシング」は、金融機関や企業のレピュテーションに関わるリスクである²³。例えば、住宅ローンなどでの対応を謳いながら、実際に担当する従業員がよく分かっていないなど、利用者の視点から対応に問題がある状況は、ピンク・ウォッシングではないかと批判される可能性がある。

同性カップル向けの住宅ローンの取組み事例からは多くの地域銀行でSDGsへの対応や地域社会づくりが大きな経営課題として位置付けられていることが読み取れるが、実際の利用者への対応で問題が生じないようにする必要がある。そのためには、取組みを行内で周知するとともに、LGBTQ+に関する研修が有効であると考えられる。このような研修については、経営層や管理職に受講者を限定して行われる事例も見受けられるが、周知徹底には全従業員に対象者を拡大することも必要ではないかと思われる。LGBTQ+をはじめとして人権やダイバーシティに関する知識を組織内で浸透させることは、同性カップル向けの住宅ローン対応に限らず、金融機関や企業が何らかの取組みを推進する上で重要な基盤となるであろう。

金融機関や企業が取組みを推進する上では、ある取組みが対象とする特定の顧客だけではなく、他の既存顧客や潜在的な顧客（消費者や生活者）の中にも、従業員の中にも、LGBTQ+の人々やアライ（LGBTQ+の支援者）は存在するという認識を持つことが重要である。LGBTQ+に関する取組みの推進は、そのような人々に対するメッセージになる。だが、そのメッセージが肯定的なものとして受け止められるかどうかは、推進のあり方にかかっている。

²³ 中澤, 2023c, 「[LGBTQ+の人権をめぐる国連の活動の展開と日本企業への示唆](#)」(2023年6月5日、大和総研レポート)を参照。